

まちづくりに皆さんのが声を～パブリックコメント～  
公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の  
見直し（案）へご意見をお寄せください



ターゲット 11.7

2025年12月4日

郡山市財務部

財政課

課長 杉内 泰史

TEL：924-2078

SDGs ターゲット 11.7 「2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。」

公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直し（案）の実施に当たり、市民の皆さまのご意見をお聞きするため、パブリックコメント手続きを実施します。

1 実施する計画

公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直し（案）

2 見直し案の内容

次の方法等でご覧いただけます。

(1) 市ウェブサイト

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/25/4723.html>



(2) 財政課（市役所本庁舎 2 階）及び市政情報センター（市役所本庁舎 1 階）  
での閲覧・配布

(3) 各行政センター、各市民サービスセンターでの閲覧

令和 7 年 12 月 5 日（金）～令和 8 年 1 月 5 日（月）

※市政に関心のある方どなたでも提案いただけます。

3 受付期間

所定の様式、又は任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提案してください。なお、電話による受付はいたしません。

(1) オンライン申請サービス（上記、市ウェブサイトの申請フォーム）

(2) 電子メール（zaisei@city.koriyama.lg.jp）

(3) ファックス（024-931-3245）

(4) 郵送（〒963-8601（住所不要） 郡山市財政課宛）

※令和 8 年 1 月 5 日（月）必着

(5) 郡山市財政課（市役所本庁舎 2 階）へ持参

※平日のみ（受付時間 8:30～17:15）

5 その他

提案いただいたご意見には、個別回答は行わず、ご意見に対する市の考え方を市ウェブサイトで別途公表します。また、提案いただいたご意見の集約結果の公表に当たっては、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表しません。

<公共施設等の使用料及び各種証明書等の手数料の見直し（案）>

本市では、持続可能なまちづくりを目指して、令和元年度に策定した「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」に基づき、令和 9 年 4 月の新料金施行に向けて見直しを進めています。

現状

- ▲ 使用料・手数料の算定方法が統一されていない。
- ▲ 長年、使用料等の見直しがされていない。
- ▲ 物価やニーズの変化に対応できていない。
- ▲ 増大化するコストが未利用者を含む市税等で負担

見直し

- 統一的な基準に基づき使用料・手数料を算定
- 定期的な見直しを行い、段階的に適正化を実施
- 直近の平均コストを基に算定し、物価等の変化に対応
- 利用者と未利用者、現在と将来世代の負担の公平性を確保